

中国におけるGUI意匠の保護

～幫助行為を主張することができるか否か～

中国知的財産権訴訟判例解説（第57回）

北京奇虎科技有限公司
原告

北京江民新技術有限公司
被告

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

2014年5月1日の審査指南の改訂により中国においてはGUI（Graphical User Interface）デザインについても、コンピュータ等の製品のデザインとして登録を受けることができるようになった。

本事件では、類似するGUIデザインをユーザの端末装置に配信する行為が外観設計特許の侵害行為に該当するか否か、また侵害の幫助行為に該当するか否かが争点となった。

北京知識産権法院は、GUIに加えてスクリーン、スタンド等もデザインの構成要素の一つであると判断し、ソフトウェアの配信行為は外観設計特許の侵害に該当しないと判断した。またダウンロードしたGUIを有する端末装置をユーザが販売した等の証拠証明もないことから幫助行為も成立しないとの判決をなした¹。

2. 背 景

(1) 特許の内容

北京奇虎科技有限公司（原告）は、「グラフィカルユーザーインターフェースを備えたコンピュータ」と称する外観設計特許を所有している。特許番号はZL201430329167.3（以下、167特許という）である。167特許は2014年9月5日に出願され、2014年11月5日に登録された。

1 北京知識産権法院2017年12月25日判決（2016）京73民初276号